

令和7年度東京都立北豊島工業高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

校長決定

1. いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

- ・いじめに関する生徒の理解を深める。

(2) 生徒をいじめから守り、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。

- ・いじめられた生徒を守り、生徒のいじめ解決に向けた行動を支える。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

- ・いじめ問題に関する個々の指導力の向上と、学校全体の組織的な取り組みを行う。

(4) 社会総がかりでいじめに取り組む

- ・保護者・地域・関係機関との連携を深め、いじめ問題に取り組む。

2. 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本的な考え方にとり、学校に在籍する生徒の保護者、知育住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3. いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア. 設置の目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、東京都立北豊島工業高等学校（定時制課程）いじめ対策委員会を置く。

イ. 所掌事項

- 未然防止のための取り組みの推進。
- 早期発見のための取り組みの推進。
- 早期対応のための取り組みの推進。
- 重大事態への対応。

ウ. 会議

外部委員を含めた会議は、年2回程度開催し、内部委員の会議については、校長が必要に応じて開催する。

エ. 委員構成

内部委員…校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、学級担任
スクールカウンセラー

外部委員…学校運営連絡協議会委員

その他…校長が必要と認めて任命したもの

(2) 学校サポートチーム

ア設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校のいじめ対策委員会を支援する。

イ所掌事項

- 生徒への指導及び支援
- 生徒が在籍する学校への助言及び支援
- 生徒の保護者への助言及び支援
- 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

ウ会議

校長が必要に応じて開催する。

エ委員構成

- 内部委員・・・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、学級担任
- 外部委員・・・警察署員、児童相談所職員、福祉事務所職員
- その他・・・校長が必要と認めて任命したもの

4段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア学校いじめ防止基本方針の策定
- イ学校いじめ対策委員会の設置
- ウいじめに関する校内研修の実施
- エいじめに関する授業の実施
- オ「いじめ防止カード」の活用

(2) 早期発見のための取組

- ア定期的な「生活意識調査」の実施
- イスクールカウンセラーによる全員面接
- ウ担任による定期的な個人面談の実施
- エ全教員による校内巡回の実施
- オ「いじめ発見チェックシート」の活用

(3) 早期対応のための取組

- ア学校いじめ対策委員会を核とした対応
- イ被害生徒・加害生徒・周囲の生徒への対応
- ウ教育委員会への報告・関係機関との連携
- エ保護者・地域との連携

(4) 重大事態への対処

ア被害生徒の保護・ケア

イ加害生徒への働きかけ

ウ教育委員会・関係機関との連携

エ保護者・地域との連携

オいじめ防止対策推進法に基づく対応

5 教職員研修計画

(1) 教職員に対する年2回の校内研修の実施

(2) 教職員研修センター等が主催する「いじめ防止講座」等への参加を推進。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 担任による保護者面談の実施

(2) 学校だよりや保護者会等の活用

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 警察署との連携

(2) 児童相談所との連携

(3) 福祉事務所との連携

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) いじめ防止に関する質問項目を、学校評価アンケートに記載する。

(2) 「いじめ実態調査」、「生活意識調査」、「いじめ発見チェックシート」等を活用し、それらの結果から、次年度のいじめ防止基本方針の改善を図る。

(3) 学校評価のホームページへの公表と、生徒・保護者・地域の意見を十分に踏まえ、学校運営の改善を図る。